

# 広報

令和2年  
12月25日

No. 554

# ふながた

## イラストの市町村はどこでしょう ～山形県の市町村～

240年以上前、江戸歌舞伎役者により  
伝承され、村指定文化財の第1号として  
保存されている歌舞伎があります。



答えは最後のページにあります。

## お知らせ版

## 第34回新春町民なわとび大会は 「中止」となりました

山形県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）がレベル4【特別警戒】  
となったことから、町では、令和3年1月17日に予定していました第34回新春町民  
なわとび大会を中止します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▼問い合わせ／舟形町 B&G 海洋センター ☎ (32) 3501

## 舟形若あゆ温泉「特別回数券」利用期限の延長について

令和元年12月22日に発売された特別回数券(13枚綴り一冊4,000円)の利用期限を延長します。

### 利用期限

令和2年12月31日 **延長** → 令和3年6月30日

▼問い合わせ／舟形若あゆ温泉 ☎(32)3655

## 町道紫山内山線の冬期閉鎖について

町道紫山内山線において、雪崩が発生する兆候がみられるため、例年より早い時期ではございますが、県民ゴルフ場入り口付近～内山までの区間を「冬期閉鎖」とさせていただきます。みなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設整備係 ☎ (32) 0915

# 舟形町新生児子育て特別応援金



舟形町では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、子どもの誕生を祝い、子育て世帯の家計を応援するために、国の特別定額給付金（10万円）の対象外とされた新生児を対象に、新生児子育て特別応援金を給付します。

▼給付額／給付対象者一人につき10万円

※この給付金には、山形県新生児子育て特別応援金の5万円が含まれています。

▼給付対象者／令和2年4月28日から令和3年3月31日に出生し、舟形町に最初の住民登録をされたお子さん

▼申請・受給権者／給付対象者の保護者であり、給付対象者の出生の日から応援金の申請日まで、継続して舟形町の住民基本台帳に記録されている方

▼申請方法／対象となった世帯には町より申請書が送付されていますのでご確認ください。詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655

## ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

▼対象者／ひとり親世帯等

▼支給要件／・令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方

→基本給付は申請不要ですが、追加給付は申請が必要です。

・公的年金を受給しており、児童扶養手当を受給していない方  
(手当の申請をしていない方含む)

→基本給付、追加給付ともに申請が必要です。※収入要件があります。

・新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当と同水準になった方  
→基本給付のみ申請できます。※収入要件があります。

▼申請期限／令和3年2月28日

▼その他／新型コロナウイルスの影響の長期化を受け、家計の安定のため、すでに基本給付を受給している方へ再支給を行います。

口座の変更がある場合はご連絡ください。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655

## 新庄税務署から確定申告会場のお知らせ

▼場所／新庄税務署2階会議室

▼開設期間／令和3年2月1日(月)～3月15日(月)《土、日、祝日を除く》

▼開設時間／午前9時～午後5時

▼注意点／・申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
「入場整理券」は会場での当日配付と国税庁LINE公式アカウントによる事前発行があります。

※配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

・「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

・新型コロナウイルス感染症対策として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談を受け付けます。



▼問い合わせ／新庄税務署個人課税部門 ☎ (22) 5113

国税庁LINE公式アカウント

# 『社交飲食業における感染拡大予防ガイドライン』 の**遵守・徹底**をお願いします！

県内の飲食店で複数の集団感染（クラスター）が確認されました。

また、山形県における新型コロナ対応の注意・警戒レベルがレベル4【特別警戒】に引き上げられました。

ガイドラインをしっかりと遵守し、感染防止対策を徹底しましょう。

## ガイドラインにおける予防のポイント

### ①従業員・スタッフの健康管理を！

- 従業員は出勤前に必ず体温を計ること
- 休憩中を含め、店舗ではマスク（適宜フェイスガード）を着用すること
- 最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないこと

### ②換気対策の徹底を！

- 機械換気がある場合は、常時運転し、徹底した換気を行うこと
- 機械設備がない場合は、30分に1回以上、2方向の窓、窓がない場合はドアを全開すること
- 窓が十分に開けられない場合は、HEPA フィルタ付きの空気清浄機等を検討すること

## 新型コロナウイルスの感染防止対策



- ・人との距離は1 m以上確保
- ・席の配置は斜め向かいに
- ・カウンター席等はアクリル板や透明ビニールカーテンの利用も

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課商工支援係

☎ (32) 0844

社交飲食業における  
感染拡大予防ガイドライン



つなぐ想い。やまがたの明日へ。

# 山形県知事選挙

## 投票日 1月24日(日)

投票時間 午前7時～午後7時  
(大平、太折、西又・松橋は午後6時までとなります。)

入場券は、1月8日ごろ各家庭に郵送予定です。

### ●投票所及び期日前投票所(予定)

投票所	投票所の施設名称	投票所の区域
第1投票所	舟形町高齢者コミュニティセンター	野、幅、長尾
第2投票所	舟形町生涯学習センター	内山、長沢第1・2・3、経壇原
第3投票所	大平多目的集会所	大平
第4投票所	舟形小学校	一の関、舟形第1・2・3・4、紫山、 鼠沢、沖の原、向山、西堀、木友
第5投票所	舟形町富長交流センター(旧富長小学校)	小松、長者原、福寿野、馬形、 富田第1・2
第6投票所	太折多目的集会所	太折
第7投票所	舟形町農村環境改善センター(堀内出張所) ※投票所を変更していますのでご注意ください	瀬脇、堀内、実栗屋、洲崎、横山、 真木野、新堀
第8投票所	西又多目的集会所	西又、松橋
舟形町期日前投票所 (1月8日～1月23日)	舟形町中央公民館 2階研修室 時間：午前8時30分～午後8時まで ※投票所を変更していますのでご注意ください	

### ●投票できる方

・令和3年1月7日の登録基準日において選挙人名簿に登録されている方。

### ●投票をするとき

・投票できる時間は、午前7時から午後7時までです。(大平、太折、西又・松橋は午後6時まで)  
・入場券を忘れずにお持ちください。

※入場券は1月8日～9日頃に各家庭へ郵送される予定です。なお、入場券を紛失した場合や選挙当日  
忘れた場合でも投票できます。各投票所の係員にお申し出ください。

### ●期日前投票

・選挙の当日に仕事や冠婚葬祭、旅行等で不在となる方は、1月8日(金)から1月23日(土)まで  
期日前投票ができます。入場券をご持参の上、町中央公民館にお越しください。

※入場券裏面の「宣誓書」に予めご記入のうえ、お越しください。

### ●不在者投票

・病院や施設等に入院している方や出稼ぎに行っている方は、病院や出稼ぎ先の市区町村役場で不在者  
投票をすることができます。不在者投票ができる期間は1月8日(金)から1月23日(土)までです。  
詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ／舟形町選挙管理委員会事務局 ☎(32)2111(内線232)

# みんなで伸ばそう 舟形の子ども

## 青少年健全育成だより「年末年始休み特集号」

### ★ 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用について

携帯電話やスマートフォン、インターネットを媒介とした犯罪や事件はいまだ後を絶ちません。正しく安全に使えるよう家庭でも利用時間のルールを確認するとともに、フィルタリングサービスを利用しましょう。

### ★ 計画的な生活を実行し、基本的な生活習慣を身に付ける

年末年始の休みは、どうしても生活時間が不規則になりがちです。規則正しい生活を心がけましょう。



### ★ 計画的な学習、体験も大切です

学校から出された課題はもちろんですが、長期休業ならではの学習や体験を計画してはいかがでしょうか。特に家族みんなでできるような内容は、子どもの心を育てます。「1年の計は元旦にあり」家族で年間の目標を立てコミュニケーションを図りましょう。

## ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 年末年始休み 日程 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

舟形小：32-2106	12/26 ~ 1/5	新庄北高	22-6023	12/23 ~ 1/6
舟形中：32-2108	12/26 ~ 1/5	新庄北最上	43-2349	12/26 ~ 1/6
舟形ほほえみ保育園： 32-2120	12/29 ~ 1/3	新庄南高	22-1547	12/27 ~ 1/6
舟形町中央公民館： 32-2246	12/29 ~ 1/3	新庄南金山	52-2887	12/26 ~ 1/7
町ダイヤル教育相談： 32-3118	12/29 ~ 1/3	神室産業	28-8775	12/26 ~ 1/6
		神産真室川	62-2028	12/26 ~ 1/6
		新庄東高	22-1562	12/27 ~ 1/5
		新庄養護	22-3042	12/26 ~ 1/5
		北村山高	0237-23-2785	12/26 ~ 1/7
		東桜学館	0237-53-1540	12/26 ~ 1/5
		村山産業	0237-55-2537	12/26 ~ 1/5

### 《 地域の大人の方々へのお願い 》

年末年始は事故や事件に巻き込まれることが多くあります。お子さんは地域によっても守り育てられています。青少年の健全育成の趣旨をご理解の上、楽しい年末年始にしましょう。非行防止には、地域の力、地域の目が重要です。自分の子だけでなく、地域の子どもにも関心を持ち見守っていただくようお願いいたします。

### ▼発行／舟形町・舟形町教育委員会・舟形町PTA連絡協議会・舟形町防犯協会

舟形町生徒指導連絡協議会・舟形町青少年育成推進委員会・舟形町青少年育成町民会議

### ▼問い合わせ／舟形町教育委員会 ☎ (32) 2246

個人事業主・法人のみなさんへ



## 償却資産の申告を忘れずに！



### ☆償却資産とは…

土地、建物を除く事業のために用いることができる有形の資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法または法人税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいいます。

所得税、法人税の確定申告において必要経費に算入される資産は、必ず償却資産の申告が必要となります。

### ☆償却資産の申告が必要な方は…

令和3年1月1日現在、舟形町に事業用の償却資産を所有または賃貸している個人・法人です。

### ☆事業を営んでいる場合、どんなものが償却資産の対象となるか…

機械設備、ビニールハウス、乗用装置のない耕運機や田植機等。

なお、申告書とともに償却資産申告の手引きを送付しますので、参考にしてください。

※自動車税・軽自動車税・土地・家屋以外の事業用資産は償却資産（固定資産税）の申告が必要となります

令和3年度の申告書は、12月下旬に申告該当者宛に郵送しています。なお、令和2年中に新たに事業をされた方は、町住民税務課に申告書等を用意していますので、ご連絡いただくか、窓口までお越しください。

また、申告された償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、その場合でも申告書を提出してください。

▼申告期限／令和3年2月1日（月）

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎ (32) 0466

## 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です！

### 障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

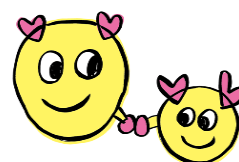
#### 障がいと障がい者に対する理解を深め、障がいを理由とした差別を無くそう

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」によって、止むを得ない理由がなく、障がいがあるという理由だけで、障がいのない人よりも不利な扱いをすることは禁止されています。

障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会のために取り組んでいきましょう。

▼問い合わせ／山形県健康福祉部障がい福祉課 ☎ 023 (630) 2293

舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655



心のバリアフリーを推進しています

# 小型除雪機購入補助事業補助金

町では、冬期間における安定した生活環境の維持と、町内の除雪機販売会社の利用促進を通して町内の購買促進及び経済の活性化を図ることを目的に、除雪機械等の購入に対して助成を行なっています。

## ▼対象／次の要件をすべて満たす方

- ・町内に住所を有する方または町内に事業所を有する事業者
- ・税等に滞納がない世帯または事業者

## ▼補助対象／これから購入する除雪機で次の要件をすべて満たすこと

- ・新車の小型ロータリ除雪機（除雪幅が600mm以上）または農業機械等に装着することで、当該除雪機と同等以上の作業能力を有すると認められる新品の除雪用アタッチメント（スノーラッセル、スノーブロー、スノーバケット等）
- ・購入後7年以上、補助対象者が所有すること
- ・町内に住所を有する販売会社から購入すること

## ▼補助金／購入費の1/4以内で10万円上限

※高齢者世帯等除雪サービス事業の協力者で、かつ自主防災組織または舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業の実務者として5年以上活動する方は、20万円上限

※1世帯につき1回に限って交付

## ▼問い合わせ／舟形町まちづくり課地域支援係 ☎ (32) 0104



## 山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業募集

やまがた緑環境税で支援する、県民参加による森づくり活動を募集します。

### ▼支援する活動／令和3年度中に実施する取り組み

- ◆一般助成／
  - ①豊かな森づくり活動
  - ②自然環境保全活動
  - ③森や自然とのふれあい活動
  - ④木に親しむ環境づくり

▼助成額／1団体あたり50万円（上限）

▼募集期間／令和3年1月4日（月）～2月4日（木）

▼その他／審査があります。事業の実施については、令和3年度の県の予算成立が前提となります。

▼問い合わせ／最上総合支庁森林整備課森づくり推進室

☎ (29) 1350

最近、一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから、灯油などの油漏れが確認され、河川などに流れ出す事故が起きています。そして、その多くが人的ミスによるものです。

**油の流出事故が多発しています。**

油流出注意!!

油流出事故の原因者が費用負担

事故を起こすと油の撤去に費用がかかります。油の回収に要した費用は事故を起こした原因者が負担することになります。

事故を起こした場合や発見した場合

お近くの消防署・警察署市町村役場国や県の機関等へご連絡ください。

自分できれいに清掃したつもりでも、雨とともに流れ出たり、地面に染みこんだ油が特殊の経路とともに水層に出てくる場合があります。また、流出した油を水で洗い流すことは油質の拡大につながりますので、絶対にしないでください。

事故多発

最上川水系水質汚濁対策連絡協議会

事務局 国土交通省 山形河川国道事務所 河川管理課 山形市成沢西4-3-55 TEL 023-688-8421

## 長沢集学校



## 年末年始の休業日について

▼休業日／12月27日（日）～1月3日（日）

▼問い合わせ／長沢集学校 ☎ (29) 8255

# にこにこ通信

令和2年12月 発行 第152号

舟形町子育て支援センターみらい  
(ほほえみ保育園内)  
☎ (32) 2120



## こころとからだ！すくすく大きくな～れ



### ♡ 安心して遊べる室内作り

新型コロナウイルス感染症が心配される中、子どもたちも家で遊ぶことが多くなるのではないのでしょうか。1～2歳頃は「転ぶ」・「ぶつける」・「落ちる」といった室内でケガをすることが多い時期です。その中には、親が注意すれば防げるものもあります。まずは、子どもが長く過ごす部屋を中心に、安全対策を進めてみましょう。子どもの目線に立つと、いろいろなものが危険に見えてきます。小さく飲み込みやすいもの、危ないものはすぐに片付けるなど、普段から片付ける習慣を心がけ、部屋をスッキリとしておくと良いかもしれません。



### ～こんな活動をしています～



#### ♡ おはなし広場

<絵本の紹介>

作：のぶみ

『うまれるまえにきーめた』

2017年に発売した「このママにきーめた」はベストセラーになりました。その続編です。産科医の先生や多数のママ＆子どもたちにも話を聞いて書かれた絵本だそうです。子どもたちが語る共通した話を、のぶみ氏流にまとめた作品です。読み聞かせというよりは、大人が楽しめる絵本になっています。支援センターにありますので、どうぞご覧ください。



#### ♡ あそびの広場

手作りおもちゃを作ってみよう

【ぱたぱたアンパンマン】

<材 料>・紙コップ×1・ストロー×1と半分（ジャバラ付き）×2・セロテープ・画用紙（顔・手）

<作り方>

- ① 紙コップ3カ所に穴を開ける。
- ② ストロー3本をセロテープで横一列に貼る。（真ん中に1本、両端に半分のもの）
- ③ 紙コップの穴に刺し込む。（ジャバラで曲げる）
- ④ アンパンマンの顔と手を描き、切る。ストローに貼る。

<遊び方>

紙コップの底から出ているストローを上下に動かすと手や顔が動きます。

<応用編>

手のストローを長めにするとういはいないないばあ。」ができます。



❗ 12月29日から1月3日まで閉館、1月4日から開館します。



さあ、楽しいお話のはじまり～

第6回ふれあい育児の広場では、かやのみ会の方から読み聞かせをしていただきました。いろいろな絵本の読み聞かせのほか、手遊びや歌に合わせて体を動かすなど、楽しい時間を過ごしました。

表紙の答え「鮭川村」



支援センターは、月～金曜日に開館しています。  
利用時間 午前9時30分～11時30分 午後3時～4時30分

### 【1月の予定】

\*冬期間は保育園の玄関をご利用ください。

閉館

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7 ふれあい 育児の広場 午前休館	8	9
10	11	12	13 あそびの 広場	14	15	16
17	18	19	20	21 おはなし 広場	22 午前休館	23
24	25	26	27 あそびの 広場 午後休館	28	29 午前休館	30
31						